

第 13 運賃等の割引を受けるには

障害者を対象に、次のような運賃等の割引制度があります。くわしくは、担当窓口にお問い合わせください。

制 度	対 象 者	内 容				窓 口 等
鉄 道 の 割 引	障害者手帳所持者 ・身体障害者手帳 ・療育手帳		乗車券の種類	割引率	割引区間等	・乗車券購入時に手帳を呈示してください。 ※乗車中に手帳の呈示を求められることがあります。 ※特別急行券、グリーン車、寝台料金については割引されません。 ※12歳未満の障害児の運賃は、小児運賃の5割引ですが、小児定期乗車券は割引されません。
		障害者手帳所持者が単独で利用する場合	普通乗車券	5割引	片道101km以上の場合	
		第1種の手帳所持者が介護者と共に利用する場合（介護者は1名まで）	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券 急行券	5割引	本人及び介護者に対して適用	
		12歳未満の第2種の手帳所持者が、介護者と共に利用する場合（介護者は1名まで）	定期乗車券	5割引	介護者に対してのみ適用	
奈良交通バスの 割 引	障害者手帳所持者 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳		乗車券の種類	割引率	・乗車運賃支払時に手帳を呈示してください。 ※小児定期券、ひまわり回数券、ひまわりCI-CAについては割引されません。	
		障害者手帳所持者が単独で利用する場合	普通乗車券 現金 回数乗車券 CI-CA ----- 定期乗車券	5割引 3割引		
		第1種の身体障害者手帳・療育手帳A及び、1級の精神障害者保健福祉手帳所持者が介護者と共に利用する場合（介護者は1名まで）	普通乗車券 現金 回数乗車券 CI-CA ----- 定期乗車券	5割引 3割引		
タ ク シ ー 運 賃 の 割 引	障害者手帳所持者 ・身体障害者手帳 ・療育手帳	・タクシー運賃について、請求額から1割引されます。			・タクシーに乗車する際に手帳を呈示してください。	

制 度	対 象 者	内 容	窓 口 等
航空運賃の割引	満 12 歳以上の障害者手帳所持者及び介助者 1 名 <ul style="list-style-type: none"> • 身体障害者手帳 • 療育手帳 • 精神障害者保健福祉手帳 	<ul style="list-style-type: none"> • 割引額は、各航空会社（国内線）により異なります。 	手帳を呈示してください。
有料道路・一般自動車道通行料の割引	<ul style="list-style-type: none"> • 身体障害者手帳の所持者 • 第 1 種の身体障害者又は第 1 種の知的障害者を日常的に継続して介護している方 	<ul style="list-style-type: none"> • 通常料金の 5 割引となります。 ①障害者本人が運転する場合、すべての身体障害者手帳が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 障害者本人または生計を一にする親族等が所有する自動車が対象となります。 ②障害者本人以外の者が運転し、障害者本人が同乗する場合、第 1 種の身体障害者手帳又は第 1 種の療育手帳所持者が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 障害者本人または生計を一にする親族等または、障害者を日常的に介護している者が所有する自動車が対象となります。 ※ 営業用自動車、トラック等は対象外となります。 	市町村障害福祉担当課 ※市町村障害福祉担当課で対象者である旨の確認印を受ける必要があります。 ※ E T C 利用の場合には、市町村障害福祉担当課で所定の手続きが必要です。
NHK 放送受信料の減免	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ人が世帯構成員であり、世帯全員が市町村住民税（住民税）非課税の場合	<ul style="list-style-type: none"> • 受信料が全額免除となります。 	市町村障害福祉担当課 ※市町村で免除事由の証明を受ける必要があります。
	以下のいずれかにあてはまる人が、世帯主かつ受信契約者の場合 <ul style="list-style-type: none"> • 視覚・聴覚の身体障害者手帳所持者 • 1 級及び 2 級の身体障害者手帳所持者 • 1 種の療育手帳所持者 • 1 級の精神障害者保健福祉手帳所持者 	<ul style="list-style-type: none"> • 受信料が半額免除となります。 	

制 度	対 象 者	内 容	窓 口 等
点字郵便物などの無料扱い	障害者手帳の所持者に限りません。	<p>・次の郵便物は、郵便料が無料となります。</p> <p>①盲人用点字郵便物</p> <p>②盲人用録音テープ・点字出版物等で郵政大臣の指定する点字図書館、点字出版施設等から差出し、またはこれらの施設にあて差出されるもの</p> <p>※①については、中身が点字書類のみでなければなりません。封筒に盲人用と記載し、一部開封して中身が確認できるようにしていれば郵便料が無料となります。</p> <p>※②については、本局へ事前に施設の登録が必要となります。</p>	郵便局
電話番号の無料案内	<p>障害者手帳所持者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害1～6級または肢体不自由1・2級(下肢障害を除く) ・聴覚障害2～4、6級 ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害3、4級 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 	オペレーターにあらかじめNTTに届け出た電話番号・暗証番号を告げ、オペレーターは無料対象者であることを確認のうえ、無料で番号案内を行ないます。	NTT支店又は営業所
携帯電話の障害者割引	<p>障害者手帳所持者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 	割引内容は、契約内容により異なります。	各通信事業者

障害者手帳の第1種・第2種の区分について

障害種別		区分	第1種	第2種
身 体 障 害 者 (児)	身 体 障 害	視覚障害	1級～3級 4級の一部	4級の一部 5級～6級
		聴覚障害	2級～3級	4級～6級
		平衡機能障害 音声・言語・そしゃく機能障害		3級～5級
	肢 体 障 害	上肢障害	1級 2級の一部	2級の一部 3級～7級
			下肢障害	1級～2級 3級の一部
		体幹機能障害	1級～3級	5級
		脳原性運動機能 障害（上肢障害）	1級～2級	3級～7級
		脳原性運動機能 障害（移動障害）	1級～3級	4級～7級
		内 部 障 害	心臓機能障害	1級～4級
	じん臓機能障害		1級～4級	
呼吸器機能障害	1級～4級			
直腸・ぼうこう機能障害	1級～3級		4級	
小腸機能障害	1級～4級			
免疫機能障害	1級～4級			
肝臓機能障害	1級～4級			
知的障害者（児）			A1, A2 (最重度・重度)	B1, B2 (中度・軽度)

県有施設の使用料の減免

奈良県橿原文化会館 ※
奈良県立美術館 ※
なら歴史芸術文化村 ※
奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 ※
奈良県立万葉文化館 ※
奈良県立民俗博物館 ※
奈良県立図書情報館 ※
奈良県立橿原公苑 ※
奈良県立橿原公苑 明日香庭球場
女性センター（障害者団体に対する減免のみ）
奈良県社会福祉総合センター ※
奈良労働会館 ※
中和労働会館 ※
奈良県産業会館 ※
奈良春日野国際フォーラム ※
奈良県コンベンションセンター ※
第二浄化センター（ファミリープール、運動場、テニスコート） ※
福祉住宅体験館 ※
まほろば健康パーク（温水プール等） ※
奈良めぐり平城宮跡前自動車駐車場
奈良公園バスターミナルレクチャーホール
春日奥山道路
天平みはらし館（宮跡展望室（会議室）等） ※

上記※については、障害者手帳アプリ「ミライロID」が使用可能な施設です。

（制度の概要について）

<減免対象>

障害者手帳を持つ障害者、障害者に同伴する介助者

障害福祉課で障害支援の活動実績が確認され、登録証を交付された障害者団体

なお、各施設毎の減免対象、申請手続き等詳細につきましては、おそれ入りますが事前に各施設へお問い合わせいただきますようお願いいたします。